

吉備国際大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和4年4月1日
最高管理責任者決定

公的研究費の適正な運営・管理を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「吉備国際大学公的研究費に関するコンプライアンス規程」に基づき、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定める。

（責任体系の明確化）

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

2. 公的研究費の事務処理手続きに関するルールを明確化するとともに、公的研究費に関係する教職員の意識向上を図り、啓発活動を行う。

（不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

3. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のある対策を実施する。

（情報発信・共有化の推進）

4. 公的研究費の事務処理手続きに関するルール等の相談を受け付ける窓口を設置し、学内外に公表する。

（モニタリングの在り方）

5. 公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び監査体制を整備・実施する。